

分担金“時効”で590万円徴収できず武雄市

佐賀県武雄市山内町で行われた農業集落排水事業で、住民が負担すべき「受益者分担金」約590万円が「時効」で徴収できなくなったことが分かった。地方自治法の金銭債権時効（5年）や督促に対する認識不足が原因で、時効後に分担金を支払った人には約88万円を返還、市の「損害」は600万円を超える。県は、同様のケースがないか、調査を始めている。

事業は山内町の立野川内、三間坂、宮野、鳥海、大野の5地区が対象の下水道敷設事業。旧武雄市と合併する前の1994年度から始まり、2007年度に完工した。約3000件（戸）が対象で、1件あたり15万円の分担金を支払うことになっていた。

徴収できなくなったのは、5地区のうち大野以外の4地区43件分で、計591万9000円。分担金の納付期限は、地区によって違いがあるが、最も遅い鳥海で2004年3月31日だった。未納者には毎年1回、未納通知を郵送。市は未納通知を送ることで時効が中断すると考え、分担金は、自宅の配水管を下水道配管に接続するまでに完納してもらう方針だったという。

ところが、市の担当者会議で、地方自治法236条の「地方自治体の金銭債権の消滅時効（5年）」の適用が話題になり、「督促で時効が中断するのは最初の督促に限る」という旧自治省の法律解釈があることが分かった。「督促を重ねるだけでは時効は延長されない」という内容で、未納付の分担金は既に時効となっていることが判明、他部署や弁護士に確認したうえで、不納欠損処理した。時効成立後に納められていた6件、79万円についても、約9万円の加算金を含めて約88万円を返金した。いずれも08年度内に処理し、6月の定例議会で議会の

建設常任委員会に報告した。

総務省行政課や地域企業経営企画室下水道係によると、時効を中断（延長）するためには、財産差し押さえなどの強制執行や、未納者と債務の存在を確認し合うなどの措置が必要という。

市下水道課では「事業を進める中で法律の解釈をしっかりとしておくべきだった。今後は地方自治法に基づいて、しっかりと事務処理したい」とし、分担金を完納していない人からの配管接続申請は許可することになっている。